

医療安全管理部門の指針と業務内容

1. 目的

適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

2. 医療安全管理のための基本的考え方

医療安全は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、たまの病院及び職員個人が、医療安全の必要性・重要性を施設及び自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することがもっとも重要である。このため、たまの病院は、本指針を活用して、安全管理委員会を設置して医療安全管理体制を確立する。

3. 構成

[医療安全管理対策委員の構成員]

医師、看護師、薬剤師、検査技師、放射線技師、理学療法士、臨床工学技士、管理栄養士、相談員、事務所担当者にて構成。

[医療安全管理者の配置]

医療安全管理の推進のため、院内に医療安全管理者を置く。

- 1) 医療安全管理者は、医療安全に関する十分な知識を有する者とする。
- 2) 医療安全管理者は、各部門の職員と連携・協同の上、医療安全管理業務を行う。

4. 業務内容

[医療安全管理部門が行う業務]

- 1) 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画を作成し、それに基づく医療安全の実地状況及び評価結果を記録する。
- 2) 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療医療安全管理者の活動実績を記録する。
- 3) 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催する。
医療安全管理対策委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者が参加する。

[医療安全管理者の行う業務]

- 1) 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行う。
- 2) 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進する。
- 3) 各部門における医療事故防止担当者への支援を行う。
- 4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行う。
- 5) 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施する。
- 6) 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族に相談に適切に応じる体制を支援する。

2025年1月1日 以上